

区分 資格	無線局の無線設備	通信操作			技術操作				
		国内通信	国際通信		すべて	75W以下	50W以下	10W以下	多重設備
			すべて	電気通信業務の通信を除く通信					
第一級海上 特殊無線技士	① 下表の船舶に施設する75W以下の無線電話及びデジタル選択呼出装置で1,606.5kHz～4,000kHzまでの電波を使用するもの（船舶地球局及び航空局のものを除く。）	●		●		●（注1）			×
	② 船舶に施設する50W以下の無線電話及びデジタル選択呼出装置で25,010kHz以上の電波を使用するもの（船舶地球局及び航空局のものを除く。）	●		●			●（注1）		×
	③ 下表の船舶に施設する船舶地球局の無線設備	●	●		●（注1）				
	④ 船舶に施設する次の無線設備（船舶地球局及び航空局のもの、レーダーを除く。） － 10W以下で1,606.5kHz～4,000kHzまでの電波を使用するもの	●（注2）	×					●（注1）	×
	⑤ 船舶に施設する次の無線設備（船舶地球局及び航空局のもの、レーダーを除く。） － 50W以下で25,010kHz以上の電波を使用するもの	●（注2）	×				●（注1）		×
	⑥ 海岸局及び船舶のための無線航行局の次の無線設備（レーダーを除く。） － 10W以下で1,606.5kHz～4,000kHzまでの電波を使用するもの	●（注2）	×					●（注1）	×
	⑦ 海岸局及び船舶のための無線航行局の次の無線設備（レーダーを除く。） － 50W以下で25,010kHz以上の電波を使用するもの	●（注2）	×				●（注1）		×
	⑧ 海岸局、船舶局及び船舶のための無線航行局のレーダー				●（注1）				

注1 外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさないものに限る。

2 モールス符号による通信操作を除く。

表 第一級海上特殊無線技士の資格の操作範囲の対象となる船舶

船舶の種類	航行区域	航海の態様	総トン数
旅客船	平水区域		
	沿海区域	非国際航海	100トン未満
漁船			
旅客船及び漁船以外の船舶	平水区域		
			300トン未満